

継続

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第48号
平成31年3月20日
警察庁交通局交通規制課長

右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について（通達）

右折矢印信号現示による制御については、平成6年7月1日付け警察庁丁規発第40号「右折矢印現示の運用について」（以下「旧通達」という。）に基づき運用されてきたところであるが、最近の交通情勢にかんがみ、道路交通のより一層の安全と円滑を図るため、右折矢印信号現示による制御に関する運用について別添のとおり新たな指針（以下「新指針」という。）を定めたので、今後は新指針によることとし、新指針に基づく運用に当たって、現に運用されているものについて変更する必要がある箇所においては、遅滞なく変更することとされたい。

また、平成14年9月12日付け警察庁丁規発第86号「歩車分離式信号に関する指針の制定について」の別添3の(3)及び(4)に示された右折車両を分離する場合であつて、右折矢印信号現示による制御を運用する際にも今後は新指針によることとされたい。

なお、旧通達については廃止する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成20年3月3日

（有効期間：平成31年3月31日）

右折矢印信号現示による制御に関する運用指針

1 右折矢印信号現示の意義

右折矢印信号現示とは、矢印信号灯器（以下「矢印灯器」という。）を用いて右折交通流に対して制御する信号現示をいう。

2 右折矢印信号機の設置場所

十字交差点等において右折需要が多く青信号表示でさばくことができない場合、又は右折車両と対向直進車両等の衝突事故を防止するために直進・左折と分けて右折車両をさばく必要が高い場合で、右折専用車線若しくは右折待ち車両が滞留できる車線幅員があるときに設置すること。

3 右折矢印信号機の設置条件

(1) 歩行者用信号灯器の設置

右折矢印信号機を設置する場合、右折矢印現示により進行する車両と右折先の横断歩行者との交錯を防ぐため歩行者用交通信号灯器（以下「歩行者用灯器」という。）を必ず設置すること。

(2) 矢印灯器の配置

矢印灯器の配列は、運転者にとって進行方向を見誤らないため、原則として次のとおりとすること。

ア 横型灯器の場合

左折矢印は青色の灯器の下に、直進の矢印は黄色の灯器の下に、また、右折矢印は赤色の灯器の下に、図1に示すとおり、それぞれ設置すること。



図1 横型灯器の配置

イ 縦型灯器の場合

左折矢印は青色の灯器の右に、直進の矢印は黄色の灯器の右に、また、右折矢印は赤色の灯器の右に、図2に示すとおり、それぞれ設置すること。

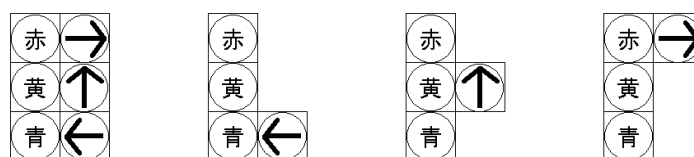


図2 縦型灯器の配置

4 右折矢印信号現示

(1) 右折矢印信号の表示

ア 青信号表示に続けて右折矢印を表示する場合は、図3に示すとおり、黄色信号表示後、赤信号表示開始と同時に矢印の表示を開始すること。また、右折矢印表示の終了時には、黄色信号を表示した後、全赤信号を表示すること。

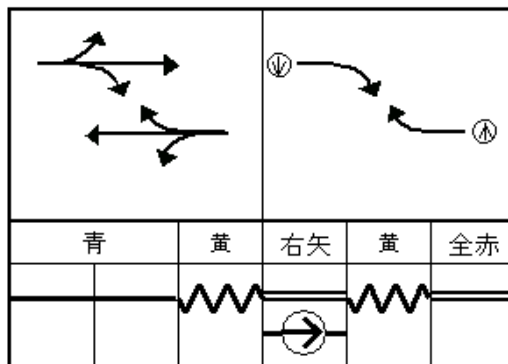


図3 青信号表示時の右折矢印

イ 直進、左折矢印表示に続けて右折矢印を表示する場合は、図4に示すとおり、黄色信号表示後、全赤信号を表示し、その後、右折矢印を表示すること。

また、右折矢印表示の終了時には、黄色信号を表示した後全赤信号を表示すること。ただし、直進・左折矢印表示後の黄色信号表示さらに全赤信号表示に対して、漫然と長いクリアランス時間を計上することは直進、左折車の信号無視、右折車の思い込み発進等を誘発するおそれがあることから運用には留意すること。

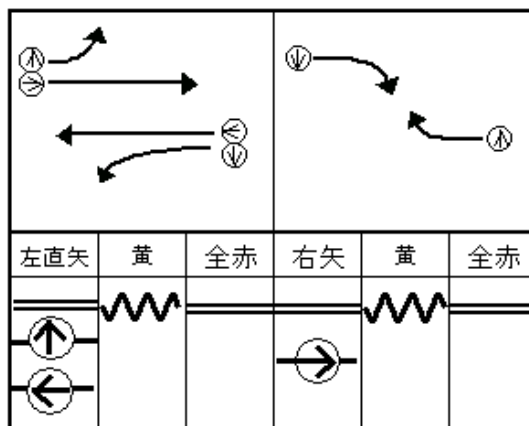


図4 直進、左折矢印表示時の右折矢印

(2) 右折矢印表示時間帯は右折先の横断歩道を対象とした歩行者用灯器は赤信号表示にすること。